

議案第54号

米子市スポーツ推進審議会委員の任命について

米子市スポーツ推進審議会条例（平成17年7月25日条例第224号）第3条の規定により、米子市スポーツ推進審議会委員を次のとおり任命する。

令和3年10月13日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和3年11月1日から令和5年10月31日まで
- 2 委員の氏名、所属等 別紙のとおり

議案第54号別紙

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験者	椿 正 昌	米子市スポーツ協会	再 任
〃	山 下 忍	鳥取県障がい者スポーツ協会	〃
〃	藤 原 和 子	米子市スポーツ推進委員協議会	〃
〃	森 本 繁	米子市小学校体育連盟	〃
〃	上 杉 謙 太	米子市中学校体育連盟	新 任
〃	松 田 敏 男	鳥取県高等学校体育連盟 西部支部	再 任
〃	湯 浅 隆 司	米子市スポーツ少年団本部	〃
〃	秋 田 健 一	米子市公民館連合会	〃
〃	安 田 悦 子	鳥取県西部レクリエーション 協会	〃
〃	木 村 定 雄	米子市老人クラブ連合会	〃
〃	片 桐 浩 史	鳥取県立総合療育センター	〃

議案第 5 5 号

米子市図書館協議会委員の任命について

図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 1 5 条の規定により、米子市図書館協議会委員を次のとおり任命する。

令和 3 年 1 0 月 1 3 日

米子市教育委員会

1 委員の任期 令和 3 年 1 1 月 1 日から令和 5 年 1 0 月 3 1 日まで

2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属	備 考
学校教育関係者	笠井和観	米子市小学校長会	再任
〃	福田知浩	米子市中学校長会	〃
〃	辻田賢次	米子市私立幼稚園・認定こども園協会	〃
社会教育関係者	ト藏久子	米子市社会教育委員の会	〃
〃	坂口浩子	国際ソロプチミスト米子	〃
家庭教育関係者	渡邊眞子	絵本の会「ほしのぎんか」代表	〃
〃	金本由香	米子市小中 P T A 連合会	新任
学識経験者	小原葉子	鳥取県立米子高等学校司書主任	〃

議案第 56 号

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会委員
の委嘱について

米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員会設置要綱第 3
条第 2 項の規定により、米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討
委員会を次のとおり委嘱する。

令和 3 年 10 月 13 日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 2 委嘱する委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属	備 考
学識経験の ある者	笠井和観	米子市小学校長会	新任
	福田知浩	米子市中学校長会	〃
	足立一穂	鳥取県立皆生養護学校	〃
各種関係団 体を代表す る者	ト蔵久子	米子市社会教育委員の会	〃
	渡邊眞子	米子市図書館協議会	〃
	湯浅厚子	米子市児童文化センター運 営委員会	〃
	藤原実男	米子市小中 P T A 連合会	〃
	山本由美	米子市立保育園長会	〃

議案第 57 号

組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則の制定について

組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 3 年 10 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規則第 号

組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則

(米子市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 米子市教育委員会事務局組織規則（平成17年米子市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p><u>（課及び担当の設置）</u></p> <p>第2条 事務局に、次のとおり課<u>及び当該課に属する担当</u>を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">こども政策課</td> <td>学校政策担当</td> </tr> <tr> <td>こども施設課</td> <td>学校施設担当</td> </tr> <tr> <td>こども支援課</td> <td>就学支援担当</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </table> <p><u>（こども政策課の所掌事務）</u></p> <p>第3条 <u>こども政策課</u>において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p style="text-align: right;">[削除] [削除] [削除]</p> <p>(7)～(10) [省略]</p> <p><u>（こども施設課の所掌事務）</u></p> <p>第4条 <u>こども施設課</u>において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育施設の整備計画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校教育財産の取得、処分及び管理に関すること。</u></p>	こども政策課	学校政策担当	こども施設課	学校施設担当	こども支援課	就学支援担当	[省略]		<p><u>（課並びに課内室及び担当の設置）</u></p> <p>第2条 事務局に、次のとおり課<u>並びに当該課に属する課内室及び担当</u>を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">教育総務課</td> <td>教育企画室 学校管理担当</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[省略]</td> </tr> </table> <p><u>（教育総務課の所掌事務）</u></p> <p>第3条 <u>教育総務課</u>において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) [省略]</p> <p>(7) <u>学校教育施設の整備計画に関すること。</u></p> <p>(8) <u>学校教育財産の取得、処分及び管理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>遠距離通学のために必要な手段の確保に関すること。</u></p> <p>(10)～(13) [省略]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>	教育総務課	教育企画室 学校管理担当	[省略]	
こども政策課	学校政策担当												
こども施設課	学校施設担当												
こども支援課	就学支援担当												
[省略]													
教育総務課	教育企画室 学校管理担当												
[省略]													

(こども支援課の所掌事務)

第5条 こども支援課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 就学援助に関すること。
- (2) 児童及び生徒の通学に関すること。

(学校教育課の所掌事務)

第6条 学校教育課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(5) [省略]
- (6) 総合的な子育て相談に関すること（福祉保健部健康対策課及びこども総本部こども相談課と共管）。

(生涯学習課の所掌事務)

第7条 [省略]

[削除]

(担当の所掌事務)

第9条 担当において所掌する事務は、課長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の事務を定め、又は変更するに当たっては、事務の同質性、管理能力の範囲及び負荷の均衡等について、事務を能率的に処理することができるよう考慮を払わなければならない。

(職制)

第10条 事務局に事務局長を、課に課長を置く。

- 2 [省略]
- 3 必要に応じて、事務局に次長又は主査を、課に課長補佐、担当課長補佐（前項に規定するものを除く。）、係長、主任、主事その他

[新設]

(学校教育課の所掌事務)

第4条 学校教育課において所掌する事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1)～(5) [省略]
- (6) 総合的な子育て相談に関すること（福祉保健部健康対策課並びに福祉保健部こども未来局こども相談課及び福祉保健部こども未来局子育て支援課と共管）。

(生涯学習課の所掌事務)

第5条 [省略]

第6条及び第7条 削除

(課内室及び担当の所掌事務)

第9条 課内室及び担当の所掌事務は、課長が定め、教育長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 前項の所掌事務を定め、又はこれを変更するに当たっては、事務の同質性、管理能力の範囲及び負荷の均衡等について、事務の能率的処理ができるよう考慮を払わなければならない。

(職制)

第10条 事務局に事務局長を、課に課長を、課内室に室長を置く。

- 2 [省略]
- 3 必要に応じて、事務局に次長又は主査を、課に課長補佐、担当課長補佐（前項に規定するものを除く。以下「特命担当課長補佐」と

の職員を置くことができる。

(職責)

第11条 [省略]

2～4 [省略]

5 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務に従事し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、課長補佐が2人以上あるときは、あらかじめ課長が定めた順序により、その職務を代行する。

[削除]

6 [省略]

7 担当課長補佐は、課長を補佐するほか、課長補佐の職員を置かない場合には、課長補佐の職務を行うものとする。

8 係長は、担当課長補佐の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、課に所属する職員のうちから課長が定めるものを直接指揮監督して、その所掌する事務を処理するとともに、当該職員の指導に当たる。

9 主任は、常に担当課長補佐及び係長を助け、その命を受けてその所掌する事務に従事する。

10 [省略]

いう。)、係長、主任、主事その他の職員を置くことができる。

(職責)

第11条 [省略]

2～4 [省略]

5 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務に従事し、課長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、課長補佐が2人以上ある場合は、あらかじめ課長が定めた順序により、その職務を代行する。

6 室長は、課長補佐の職責に加え、課長の命を受け、所属職員を直接指揮監督して、室に属する事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導に当たる。

7 [省略]

8 担当課長補佐は、課長を補佐するほか、課長補佐の職員を置かない場合にあっては、課長補佐の職務を行うものとする。

9 係長は、室長又は担当課長補佐の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、課に所属する職員のうちから課長が定めるものを直接指揮監督して、その所掌する事務を処理するとともに、当該職員の指導に当たる。

10 主任は、常に室長、担当課長補佐及び係長を助け、その命を受けてその所掌する事務に従事する。

11 [省略]

備考 表中の [] の記載は、注記である。

(米子市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 米子市教育委員会公印規則(平成17年米子市教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公印の登録)	(公印の登録)

第5条 教育委員会事務局こども政策課長（以下「こども政策課長」という。）は、公印を公印台帳（別記様式）に登録し、整理しておかなければならない。

（公印の調製等）

第6条 管守者は、公印を調製し、改刻し、又は廃止しようとするときは、こども政策課長に合議の上、米子市教育委員会教育長の決裁を受けなければならない。

（廃止された公印の保存等）

第7条 前条の規定により公印が廃止された場合においては、こども政策課長は、当該廃止された公印を管守者から引き継ぎ、当該廃止された日の属する年度の末日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

2 [省略]

別表第1（第3条、第9条、第10条関係）

名称	様式	寸法 (ミリメートル)	書体	使用区分	管守者	個数
1 米子市教育委員会印	(1)	方25	れい書	教育委員会名をもって作成する文書	<u>こども政策課長</u>	1
2 米子市教育委員会印	(2)	方45	れい書	教育委員会名をもって作成する文書	<u>こども政策課長</u>	1
3 米子市教育委員会教育長印	(3)	方20	れい書	教育委員会教育長名をもって作成する文書	<u>こども政策課長</u>	1
4 米子市教育委員				教育委員会教育長職務	<u>こども</u>	

第5条 教育委員会事務局教育総務課長（以下「教育総務課長」という。）は、公印を公印台帳（別記様式）に登録し、整理しておかなければならない。

（公印の調製等）

第6条 管守者は、公印を調製し、改刻し、又は廃止しようとするときは、教育総務課長に合議の上、米子市教育委員会教育長の決裁を受けなければならない。

（廃止された公印の保存等）

第7条 前条の規定により公印が廃止された場合においては、教育総務課長は、当該廃止された公印を管守者から引き継ぎ、当該廃止された日の属する年度の末日から起算して5年間、これを保存しなければならない。

2 [省略]

別表第1（第3条関係）

名称	様式	寸法 (ミリメートル)	書体	使用区分	管守者	個数
1 米子市教育委員会印	(1)	方25	れい書	教育委員会名をもって作成する文書	<u>教育総務課長</u>	1
2 米子市教育委員会印	(2)	方45	れい書	教育委員会名をもって作成する文書	<u>教育総務課長</u>	1
3 米子市教育委員会教育長印	(3)	方20	れい書	教育委員会教育長名をもって作成する文書	<u>教育総務課長</u>	1
4 米子市教育委員				教育委員会教育長職務	<u>教育総</u>	

会教育長 職務代理 者印	(4)	方20	れい書	代理者名をもって作成 する文書	<u>政策課 長</u>	1
5 米子市 教育委員 会事務局 長印	(5)	方18	れい書	事務局長名をもって作 成する文書	<u>こども 政策課 長</u>	1
6 米子市 教育委員 会事務局 課長印	(6)	方18	れい書	課長及びこれに相当す る職名をもって作成す る文書	<u>こども 政策課 長</u>	1
7 米子市 教育委員 会印（刷 込公印）	(1)	方20	れい書	体育施設使用（変更） 許可書 体育施設特別 設備等（変更）許可書 皆生市民プール使用 証 弓道場使用証 学 校体育施設利用許可書 学校体育施設利用者 団体登録証	<u>こども 政策課 長</u>	1
8 米子市 教育委員 会印（電 子刷込公 印）	(1)	方20	れい書	就学通知書 就学時健 康診断通知書	<u>こども 政策課 長</u>	1
[省略]						

会教育長 職務代理 者印	(4)	方20	れい書	代理者名をもって作成 する文書	<u>務課長</u>	1
5 米子市 教育委員 会事務局 長印	(5)	方18	れい書	事務局長名をもって作 成する文書	<u>教育総 務課長</u>	1
6 米子市 教育委員 会事務局 課長印	(6)	方18	れい書	課長及びこれに相当す る職名をもって作成す る文書	<u>教育総 務課長</u>	1
7 米子市 教育委員 会印（刷 込公印）	(1)	方20	れい書	体育施設使用（変更） 許可書 体育施設特別 設備等（変更）許可書 皆生市民プール使用 証 弓道場使用証 学 校体育施設利用許可書 学校体育施設利用者 団体登録証	<u>教育総 務課長</u>	1
8 米子市 教育委員 会印（電 子刷込公 印）	(1)	方20	れい書	就学通知書 就学時健 康診断通知書	<u>教育総 務課長</u>	1
[省略]						

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

この規則は、令和3年12月6日から施行する。

議案第 57 号及び議案第 58 号参考資料

令和 3 年 12 月 6 日付け組織機構の改正に伴う関係教育委員会規則及び関係教育委員会規程の整備について

(整備の理由)

令和 3 年 12 月 6 日付け組織機構の改正により、市長の事務部局に、新たな部としてこども総本部が設置され、子どもに関する教育施策と福祉保健施策とを総合的かつ一体的に推進するため、教育委員会事務局及びこども総本部の双方に、こども政策課、こども施設課及びこども支援課を設置することに伴い、関係する教育委員会規則及び教育委員会規程について、所要の整備を行おうとするものです。

(関係教育委員会規則の整備の内容)

- 1 米子市教育委員会事務局組織規則の一部改正関係（第 1 条関係）
 - (1) 教育総務課を廃止し、新たに、こども政策課、こども施設課及びこども支援課を置くこととする。（第 2 条関係）
 - (2) 教育総務課の所掌事務のうち、学校教育施設の整備計画に関する事務、学校教育財産の取得、処分及び管理に関する事務並びに遠距離通学のために必要な手段の確保に関する事務以外の事務をこども政策課の所掌事務とすることとする。（第 3 条関係）
 - (3) 学校教育施設の整備計画に関する事務並びに学校教育財産の取得、処分及び管理に関する事務を、こども施設課の所掌事務とすることとする。（改正後第 4 条関係）
 - (4) 就学援助に関する事務並びに児童及び生徒の通学に関する事務を、こども支援課の所掌事務とすることとする。（改正後第 5 条関係）
 - (5) 学校教育課の所掌事務のうち、総合的な子育て相談に関する事務について、福祉保健部健康対策課及びこども総本部こども相談課との共管として定めることとする。（改正後第 6 条関係）

- (6) 教育総務課の廃止により、課内室を置かないこととなることに伴い、所要の整備を行うこととする。（第2条、第9条、第10条及び第11条関係）
- (7) 用語等の整理を行うこととする。
- 2 米子市教育委員会公印規則の一部改正関係（第2条関係）
 - (1) 公印の登録、廃止された公印の保存等は、こども政策課長が行うこととする。（第5条から第7条まで関係）
 - (2) 公印（米子市立図書館長印を除く。）の管守者を、こども政策課長とすることとする。（別表第1関係）
- 3 この規則は、令和3年12月6日から施行することとする。

（関係教育委員会規程の整備の内容）

- 1 米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部改正関係（第1条関係）
 - (1) 課内室を置かないこととなることに伴い、課長の第2次代決者から、室長を除くこととする。（第4条関係）
 - (2) こども政策課長及びこども施設課長の専決事項を定めることとする。（別表関係）
 - (3) 職名の整理を行うこととする。（第4条関係）
- 2 米子市立学校の歳出予算執行及び会計事務に関する規程の一部改正関係（第2条関係）
 - (1) 学校に係る歳出予算の配当及び学校の備品需用計画の承認等は、こども施設課長が行うこととする。（第2条及び第6条関係）
 - (2) 引用する規定の整理を行うこととする。（第8条関係）
- 3 この規程は、令和3年12月6日から施行することとする。

議案第 58 号

組織機構の改正に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程の制定について

組織機構の改正に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和 3 年 10 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規程第 号

組織機構の改正に伴う関係教育委員会規程の整備に関する規程

(米子市教育委員会事務専決及び代決規程の一部改正)

第1条 米子市教育委員会事務専決及び代決規程（平成17年米子市教育委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前																										
<p>(専決をすることができない事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、専決をすることができない。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) <u>会計年度任用職員及び任期付短時間職員の任免その他の人事に関する</u>こと。</p> <p>(3)～(6) [省略]</p> <p>(代決の順序)</p> <p>第4条 代決は、次の表に示す順序により行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>代決の順序 正当決裁者</td> <td>第1次代決者</td> <td>第2次代決者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[省略]</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>課長補佐</td> <td>主管の<u>担当課長補佐</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[省略]</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>担当課長補佐事務取扱</u>その他の課の事務に従事することを命ぜられている主査は、当該課の課長の第1次代決者となることができる。</p> <p>3 [省略]</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 [省略]</p> <p>2 課長専決事項 共通専決事項 [省略]</p>			代決の順序 正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者	[省略]			課長	課長補佐	主管の <u>担当課長補佐</u>	[省略]			<p>(専決をすることができない事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、専決をすることができない。</p> <p>(1) [省略]</p> <p>(2) <u>臨時職員及び非常勤職員の任免その他の人事に関する</u>こと。</p> <p>(3)～(6) [省略]</p> <p>(代決の順序)</p> <p>第4条 代決は、次の表に示す順序により行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>代決の順序 正当決裁者</td> <td>第1次代決者</td> <td>第2次代決者</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[省略]</td> </tr> <tr> <td>課長</td> <td>課長補佐</td> <td>主管の<u>係長又は室長</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">[省略]</td> </tr> </table> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>係長事務取扱</u>いその他の課の事務に従事することを命ぜられている主査は、当該課の課長の第1次代決者となることができる。</p> <p>3 [省略]</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>1 [省略]</p> <p>2 課長専決事項 共通専決事項 [省略]</p>			代決の順序 正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者	[省略]			課長	課長補佐	主管の <u>係長又は室長</u>	[省略]		
代決の順序 正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者																											
[省略]																													
課長	課長補佐	主管の <u>担当課長補佐</u>																											
[省略]																													
代決の順序 正当決裁者	第1次代決者	第2次代決者																											
[省略]																													
課長	課長補佐	主管の <u>係長又は室長</u>																											
[省略]																													

こども政策課長

公印（米子市立図書館長印を除く。）の管守に関すること。

こども施設課長

- (1) 学校の予算配当に関すること。
- (2) 校舎の使用許可に関すること。
- (3) 学校教育施設の巡回補修に関すること。

学校教育課長～学校給食課長 [省略]

3・4 [省略]

教育総務課長

(1) 公印（米子市立図書館長印を除く。）の管守に関すること。

- (2) 文書の収受及び発送に関すること。
- (3) 学校の予算配当に関すること。
- (4) 校舎の使用許可に関すること。
- (5) 学校教育施設の巡回補修に関すること。

[新設]

学校教育課長～学校給食課長 [省略]

3・4 [省略]

備考 表中の [] の記載は、注記である。

（米子市立学校の歳出予算執行及び会計事務に関する規程の一部改正）

第2条 米子市立学校の歳出予算執行及び会計事務に関する規程（平成17年米子市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（歳出予算の配当）</p> <p>第2条 <u>教育委員会事務局こども施設課長</u>（第6条において「こども施設課長」という。）は、総務部長から歳出予算配当通知を受けた後、速やかに、校長に対し当該学校に係る歳出予算の配当を行うものとする。</p> <p>（備品需用計画の承認）</p> <p>第6条 校長は、備品について、その所掌に係る歳出予算を勘案して年間の備品需用計画書を作成し、4月末日までに<u>こども施設課長</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p>	<p>（歳出予算の配当）</p> <p>第2条 <u>教育委員会事務局教育総務課長</u>（第6条第1項において「教育総務課長」という。）は、総務部長から歳出予算配当通知を受けた後、速やかに、校長に対し当該学校に係る歳出予算の配当を行うものとする。</p> <p>（備品需用計画の承認）</p> <p>第6条 校長は、備品について、その所掌に係る歳出予算を勘案して年間の備品需用計画書を作成し、4月末日までに<u>教育総務課長</u>に提出し、その承認を受けなければならない。</p>

2 校長は、必要があると認めるときは、こども施設課長と協議の上、前項の備品需用計画書を変更することができる。

(記録及び帳簿)

第8条 校長は、次に掲げる記録及び帳簿を備えておかなければならない。

(1) [省略]

(2) 郵便切手類出納(受払)簿(米子市物品管理規則別記様式第2号)

2 校長は、必要があると認めるときは、課長と協議の上、前項の備品需用計画書を変更することができる。

(記録及び帳簿)

第8条 校長は、次に掲げる記録及び帳簿を備えておかなければならない。

(1) [省略]

(2) 郵便切手類出納(受払)簿(米子市物品管理規則別記様式第3号)

備考 表中の [] の記載は、注記である。

附 則

この規程は、令和3年12月6日から施行する。

議案第 59 号

米子市教育委員会事務局職員の任免等の発令に関する規程の
制定について

米子市教育委員会事務局職員の任免等の発令に関する規程を次のように
定める。

令和 3 年 10 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規程第 号

米子市教育委員会事務局職員の任免等の発令に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、米子市教育委員会事務局の職員（以下単に「職員」という。）の任免並びに昇格及び昇給（以下「任免等」という。）の発令に関し必要な事項を定めるものとする。

(任免等の発令の方法)

第2条 職員の任免等の発令は、辞令書（別記様式第1号）を職員に交付して行う。ただし、次の各号に掲げる発令については、当該各号に定める方法をもって、これに代えることができる。

(1) 次に掲げる発令 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）又は口頭による人事異動内容の伝達

ア 昇任

イ 配置換え

ウ 希望による降任

エ 出向

オ 派遣、派遣期間の延長又は派遣の解除

カ 兼職又は兼職の解除

キ 兼務又は兼務の解除

ク 事務取扱又は事務取扱の解除

ケ 事務従事又は事務従事の解除

コ 併任又は併任の解除

サ 米子市教育委員会事務局の内部組織の名称又は職の変更

シ 補職

(2) 昇格及び昇給の発令 昇給通知書（別記様式第2号）の交付

(規定外事項)

第3条 この規程に定めるもののほか、職員の任免等の発令に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

別記

様式第1号（第2条関係）

辞 令 書	
職	氏 名
(発令事項)	
年 月 日	
任 命 権 者	印

様式第2号（第2条関係）

昇給通知書

所属

職

氏名

発令日	表	級	号	金額
				円

上記のとおり発令したので、通知します。

年 月 日

印

議案第59号参考資料

米子市教育委員会事務局職員の任免等の発令に関する規程

(制定理由)

本市教育委員会において明文の定めがなかった事務局職員の任免等の発令の方法について、これまで辞令書の交付を基本としていた取扱いを見直した上で、これを定めようとするものです。

(制定内容)

1 教育委員会事務局職員の任免等の発令は、辞令書を職員に交付して行うこととする。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる発令については、それぞれ(1)又は(2)に定める方法をもって、これに代えることができることとする。(第2条並びに別記様式第1号及び別記様式第2号関係)

(1) 次に掲げる発令 電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）又は口頭による人事異動内容の伝達

ア 昇任

イ 配置換え

ウ 希望による降任

エ 出向

オ 派遣、派遣期間の延長又は派遣の解除

カ 兼職又は兼職の解除

キ 兼務又は兼務の解除

- ク 事務取扱又は事務取扱の解除
- ケ 事務従事又は事務従事の解除
- コ 併任又は併任の解除
- サ 事務局の内部組織の名称又は職の変更
- シ 補職

(2) 昇格及び昇給の発令 昇給通知書の交付

※ 次の発令については、辞令書の交付による。

- ア 採用
- イ 退職
- ウ 降任、免職及び休職（分限処分）
- エ 戒告、減給、停職及び免職（懲戒処分）

2 この規程は、令和3年11月1日から施行することとする。

（参考事項）

本市教育委員会事務局の職員の任免等の発令については、庁内LAN掲示板への人事異動内容の掲載又は所属長からの口頭による伝達を行った後、全て書面による辞令書の交付を行っているところである。この度、この取扱いを見直し、庁内LAN掲示板への人事異動内容の掲載又は所属長からの口頭による伝達をもって、当該任命行為の意思表示が当該職員に到達し、又は当該職員が了知し得るべき状態におかれるものと認められることから、採用、退職、分限処分、懲戒処分等の辞令書の交付によるべきものを除き、発令の方法として辞令書の交付によらないことができる（辞令書の交付を省略することができる）こととしようとするもの

議案第60号

美保地区の米子市立小・中学校の校区について

令和3年4月27日付けで米子市立学校校区審議会に諮問した事項について別紙のとおり答申があったので、下記のとおり方針を決定する。

令和3年10月13日

米子市教育委員会

記

1 方針

- (1) 新たに義務教育学校を設置し、校区は彦名町（崎津7区自治会の区域に限る。）、富益町（崎津7区自治会の区域に限る。）、大崎、葭津、大篠津町、和田町とする。
- (2) 義務教育学校の設置により、米子市立崎津小学校、米子市立大篠津小学校、米子市立和田小学校ならびに米子市立美保中学校を廃止する。



令和3年9月21日

米子市教育委員会 様

米子市立学校校区審議会 会長 縄田 裕幸

美保地区の米子市立小・中学校の校区について（答申）

1 はじめに

全国的な少子化・人口減少が進む中、美保中学校区においては、児童生徒数が年々減少していく傾向にあり、当初、令和8年度に和田小学校が、令和9年度に大篠津小学校が複式学級になることが予見されていました。

このような状況の中で、米子市教育委員会から美保中学校区における「児童生徒数の減少に対応できる学校づくり」と「小学校の統合または小中一貫型小学校・中学校や義務教育学校の設置」についての諮問を受け、子どもたちにとってどのような教育環境が最もよいのかという点から慎重に審議を行ってきたところです。

2 審議の内容

- (1) 当初、令和8年度に和田小学校が、令和9年度に大篠津小学校が複式学級になることが予見されていましたが、令和3年5月の児童生徒の推定数調査により、この二つの複式学級が解消され、新たに令和10年度に大篠津小学校が複式学級になることが予見されました。しかし、答申の先送りはせず、今年度中に答申することを確認しました。
- (2) 小学校を現状存置とする場合は、きめ細やかな教育指導、たくさんの発表の機会、特色のある学校運営など小規模校のメリットが考えられますが、複式学級になることは、望ましくないとの意見が大勢を占めました。
- (3) また、市内の他校区から児童の就学を認める小規模特認校制度を導入し、児童数を増やすことで複式学級の解消ができないか検討しましたが、必ず児童数が増える保証がない小規模特認校制度の導入では、問題の解決にならないと結論づけました。

- (4) 他方、学校を統合する場合には、児童生徒数が増えることで複式学級を回避でき、学年によってはクラス替えが可能になります。多様な人間関係の中で切磋琢磨したり、協働的に学んだりできることが、児童生徒にとって、より良い環境であると判断しました。
- (5) 美保中学校の令和13年度入学生徒の推定数が30人となっており、米子市が中学校の適正規模としているクラス替えの可能な1学年2学級以上を満たさなくなることが予見されています。統合した学校の設置形態の検討にあたっては、このままでは、いずれ美保中学校の適正規模・適正配置の審議を行うことが想定される点も考慮しました。
- (6) 義務教育学校については、鳥取市立湖南学園の先進地視察報告などの説明を受けて、ブロック制や異学年交流、独自教科の新設など、特色ある学校経営ができるとの、多くの委員からの意見がありました。また、義務教育学校を設置する場合は、美保中学校の適正規模・適正配置の審議を行う必要がなくなることを確認しました。

以上のような審議を経て、令和3年4月27日に米子市教育委員会より諮問されました「美保地区の米子市立小・中学校の校区について」につきまして、下記のとおり本審議会の結論を得たので答申します。

記

答申

新たに義務教育学校を設置し、校区は彦名町（崎津7区自治会の区域に限る。）、富益町（崎津7区自治会の区域に限る。）、大崎、葭津、大篠津町、和田町とする。

義務教育学校の設置により、米子市立崎津小学校、米子市立大篠津小学校、米子市立和田小学校ならびに米子市立美保中学校を廃止する。

[付記]

- (1) 義務教育学校では、義務教育9年間を見通した系統性と連続性を踏まえたブロック制とし、独自教科の新設などを含め、変わりつつある社会情勢に対応した、特色ある教育課程を編成し、教育の質の向上を図ること。
- (2) これまでの3小学校、1中学校の取組を尊重し、地域の人々や伝統文化等に関わる活動を組み込み、地域とつながる環境を整え、地域に開かれた学校にすること。
- (3) 義務教育学校の位置については、通学距離や、周辺的环境、生活圏の中心がどの辺りにあるのか、地域の文化活動がどのような場所で行われているかなど、様々な実情を十分に勘案すること。
- (4) 義務教育学校を施設一体型とした場合、第1学年（小学校第1学年）から第9学年（中学校第3学年）までの児童生徒が使用することを十分考慮したものとする。また、児童生徒の多様なニーズに対応した施設になるようにすること。
- (5) 通学については、児童生徒の安全が確保されることを第一とすること。また、保護者負担の軽減に努めること。
- (6) これまで各校で行ってきたPTA活動などを尊重し、新しい学校においても一層充実した活動となるよう努めること。
- (7) 米子市が運営する「なかよし学級」は、児童数の増加に対応できるようにすること。
- (8) 将来的には保育所も同一敷地に併設できるように検討すること。
- (9) 義務教育学校の設置に関する協議会等を設置し、地域、保護者、学校関係者等により、教育活動の充実に向けた協議を行うこと。